

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木崎秀夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野田岩槻線
- 三 道路の区域

新旧	旧 新 別
<p>春日部市大畑字前二〇五番八地先から 同市大畑字前一八九番八地先まで</p>	区 間
<p>一七・四四〇 二七・二二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一一三・一一</p>	(メートル) 延 長
	備 考